時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

（本號十頁）　（明治三十五年一月十日　郵便信書省認可）　明治二十六年九月二日　（定價金二錢五厘）

時事新報

第三千七百五十號　土曜日
明治廿六年九月二日
舊暦癸巳七月廿二日　（壬寅）
日出午前五時十五分　入午後六時六分
月出午後九時二十七分　入午前十一時二十五分
潮汐　午前八時十六分　午後九時十六分
（西暦一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號　貳錢五厘〇一ヶ月　前金五拾錢〇三ヶ月　前金壹圓四拾五錢〇六ヶ月　前金貳圓八拾五錢〇一ヶ年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一ヶ月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一ヶ月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一ヶ月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一ヶ月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯偉、淸國諸港　一ヶ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

	一日限	一日以上七日以上
一行五號活字廿四字詰	六錢	五錢
一行　〃　付	十三錢	十一錢

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

政黨の主領黑幕內に蟄する勿れ

我國の政海中諸種の黨派ありて自由黨と云ひ改進黨と云ひ或は國民協會と云ひ或は離れ或は合ひ各うの黨議を執て互に意見を殊にするみとなり其黨議の得失、意見の利害の如き我輩の關せざる所にして固より局外者の是非すべきもあらず或は今日の政黨は唯其名目を殊にするのみにて各黨の主義の如き恰も流動不定の有樣に在て未だ凝結固形の域に達せず迚も歐米政黨の整然たる者に比すべきにあらず抔の說もあるべしと雖ども我議院開設後、日尙淺く僅に第四議會を經て未だ第五にも達せざるの今日には固より然るべき筈にして決して怪しむに足らず今後歲月を經て幾多の經驗を積む時ば自から其達すべきに達し成長すべきに成長して或は歐米の政黨を凌駕するの期もあるべし更に憂慮すべきにあらずと雖ども唯其外形の上に於て我輩の大に各黨の首領に望まざるべからざる所のものあり即ち其希望とは別儀にあらず各黨の首領自ら奮て議員となり親しく議會に出席して黨員を指揮し以て自から其責に當るべきの一事なり抑も今の內閣を組織する重なる人々は前年松方內閣の時に當て所謂黑幕の位置に立ち隱然政府の實權を掌握して其政略を左右しながら（然らざれば隱然みれを妨げながら）尙身を局外に退けて責任を他に負はしめたる者なり當時世の識者は機敏にも其所爲の臭劣なるを咎め頻りに其非を論じて止まず遂に彼の人々をして安全なる黑幕の地位を脫し公然今の內閣を組織せしめたるは偏く世人の知る所なり然るに今の政黨の首領たる人も亦自から一種の黑幕內に居て公然首領の地位を占め自から實權を掌握して黨略を指揮しながら尙其身を安全なる地位に置て物外に超然たるは抑も何の理なるや或は假令ひ親しく議員となりて議院に出席せざるも已に其首領たるの實權を執りて黨略を總理する以上は今更ら院の內外を問ふべきにあらず唯今日の儘にて差支なしとの說もあらんかなれども其實は兎も角も其外形上に於て何分にも滿足すべからざる所以のものあり院中自から有爲の後進者あり知名の老練者あり黨略の掛引上決して不自由なかるべしと雖ども院內の議論沸くが如くにして紛々擾々の際には一擧手一投足の微も忽諸にすべからず一言片語も輕卒にすべからず毫厘の輕擧、爲めに幾年の患害を遺すの時に當り機を察し變に應じて能く其輕擧を制し紛擾を靜むる者は之を各黨首領の力に任ぜざるべからず固より黑幕內の打合を以て豫め院內に於ての掛引を定むるみとを得ざれば自から其席に連らざるも差支なきが如くなれども所謂臨機應變とは豫め推量すべからざる時の要用にして院內に紛擾の生ずるが如き多くは思寄らざる場合に於てするみと既往の事實に照らして明なり又世間には我衆議院の言語論調高尙ならざるを難じて之を種々の原因に歸する者ありと雖ども我輩の所見を以てすれば其重なる原因を院內元勳の人に乏しきが爲め後進の靑年輩が勝手次第に言はんとする所を言ひ演べんとする所を演べて敢て他に憚る所なきに歸せざるを得ず左れば今各黨の首領なる明治の元老輩が各袖を連ねて議院に列し自から黨員の擧動に注目して親しく其演ずる所を聞き微妙云ふべからざるの際に何となく自から重きを持して衆員の輕擧を戒しむるみとも有らんには議院の氣風自から高尙ならざらんと欲するも得べからず又之を既往の事實に徵するに院內議論の喧しきは敢て重要なる主義問題の衝突にあらずして多くは單に言葉の行違等其何れに決するも左まで利害に關せざる枝末の事よりして思はず議論に花を咲せ管に無用の時間を費すのみならず爲めに議會の體裁を損して識者の批評を招くみとわんや斯る場合に於ても各黨の首領が現に議席に在れば咄嗟の間に紛紜を調和するみと容易なるべし蓋し其首領なる者も今日みな事の行掛よりして互に敵となり味方となりて公然其主義を爭ひ鋒を削るみとなれども舊時を顧れば互に無二の政友にして互に手を携へ心を一にして王政維新の大業を成したる人なり伏見の夜雨、奥羽の秋風、櫛風沐雨辛苦を共にし春花秋月歡樂を同ふしたる其情は忘れんとして忘るべからず人生の交際、至親至密の妙處は此邊に在るのみ去れば緣もなく由緖もなき各派の黨員を會し其爭點を調和せんとして至極困難なる場合にも各首領が互に胸襟を開て面晤し一言の下に事を圓滑に結了すべきは敢て疑を容れざる所なり又今の內閣は所謂超然主義なるものを執て成るべく議會に違ざかり敢て之を度外視するにはあらざれども其擧動或は深切ならざるの形跡あるが如し然るに昔時の政友たり同僚たる各黨の首領なる者が自から奮て議會に列し着々政府に對して意見を陳べ疑あれば之を質し理あれば之を辨じ輕卒に流れず執拗に失せず引て放たず放て誤らざるの勇勢を示さば彼等も亦超然たるを得ずして自から議會に重きを置くに至る可し我輩は飽くまでも其出身を勸告するものなり或は今の各黨の首領は維新の初より多くは武を以て身を起したる者にて近時文明の文に習はず隨て推理演說の如きは尤も其短所なれば若しも自から議席に列して後進の靑年と論鋒を交ゆるみとあらば或は思はざる不覺を取て爲めに黨勢を損し一身の名聲を失ふの憂あり寧ろ今の如く身を幕內安全の地位に隱匿し後進者を木偶の如く使役して以て之に言はしめ之に語しむるに如かずとの說もあらんかなれども人の輕重は言の多少に由て評すべからず當に其多少に由らざるのみならず却て利口達辯他の厭惡を招き寡言沈默人に愛せらるゝは世の常體なるが故に果して實際其事に當らば或は思半ばに過るみとある可し或は又假令ひ自から勇を鼓して進むの覺悟あるも有位有爵の身分として親しく衆議院に出るは法律の許さゞる所なりとの說もあらんかなれども是れは自から牆壁を築て之に匿るるの遁辭なり新華族新爵位の事に付ては本紙上に於て每度これを論じたるが故に今復た爰に喋々するを要せずと雖も此無用なる爵位の爲めに進退の自由を束縛さるゝとは實に驚入りたる次第なり此機失ふべからず宜しく速に之を奉還して以て昔日不羈の身となるべし之を奉還するは敝履を捨つるよりも猶易し男子事を爲す豈區々たる爵位の爲めに身を屈するものあらんや彼の英國自由黨の首領グラッドストーンの如き屢々鈍爵の內命を蒙ると雖も固く辭して受けずと云ふ英國全體の氣風爵位を貴重するの土地に義はれながら尙之を辭するは其だ奇に似たれども一度華族に列するときは復た下院に席を占むるを得ず氏の技倆を施す所は下院紛擾の中に在て上院靜閑の處にあらず虛位を得て却て實際の權力を失ふの憂あればなり我各黨の首領も亦宜しくグ氏を學で無用の爵位を奉還し身を自由の境界に置き勇進奮激身を飛らして紛擾洟くが如き公場に出づべきものなり徒に安全の地位に隱れて鄙怯なり未練なりとの世評を招くが如きは諸君の爲めに謀りて取らざる所なり

官報

○大藏省告示第二十八號

明治二十六年十月一日ヨリ十二月三十日マテ輸入從價稅品元價ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣日本銀貨比較表左ノ通之ヲ定ム

但外國銀貨ト日本銀貨トノ比較ハ從前ノ通

明治二十六年九月一日　大藏大臣渡邊國武

外國貨幣日本銀貨比較表

英吉利一ポンド	金貨	日本銀貨
	圓	七・八六〇

雜報

○相馬事件の下野自由黨の氏は栃木縣第一區撰出の代議士にして其人物は先づ明を放つ人皆之を傾慕し演說に喝采を博し一たび順風に靡きて急を傳へ地方新聞に出張裁判期日中本年の肥えたるに嘆ち居る者は從來宇都宮に證人として云へば到る處に喝采を博し演說に案外の錢儲をなし所は香川敬三氏對自由黨の騷動まで關係なり諸新聞にまで關係なり騷動まで關係なり難一氏對萬朝報等の事件は稍下火となり其他裁判所用罫紙の事件は稍下火となり火勢將に絕えんとするも尙二三は燃え去り燃えさしの火勢將に絕えんとするとはなれりされども餘燼洟くが如きの終焉に至らず同事件の終焉に臨み居るを肩とせずとの說もあり曰く血液の分析の耳目を奪ふとあるも遂に容れられざる者は從來宇都宮に證人として